
*
* 令和 8 年度 第 3 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和8年度 第3回高梁市農業委員会総会議事録

1. 令和8年6月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和8年6月10日 午後 1時25分 開会
3. 令和8年6月10日 午後 2時15分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	欠	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	出						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	中 藤 宏 和				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第11号	農地法第3条の規定による許可申請について	9件	許 可
		第12号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件	許 可
		第13号	農用地利用集積等促進計画作成の要請について	1件	決 定
8		署 名 委 員			
			5 番	渡 邊	佳 明
			6 番	小 野	貫 治
9		議 事 の 内 容			
		令和8年度 第3回高梁市農業委員会総会議事録			
		令和8年6月10日（水） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 8 年度第 3 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。5 番渡邊委員と 6 番小野委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。12 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 11 号 12 番朗読説明 － 12 番は、譲受人が譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を移転する案件です。申請農地は、田 3 筆 2，109 m²と畑 3 筆 2，426 m²、計 6 筆で 4，535 m²です。譲受人の通作距離は、300 m 以内、耕作面積は 0 m²、営農計画書を提出していただいております。家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は 10 アール当り 2 万 4 千円です。 この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離については、取得する空き家から算出しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については 6 月 8 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4 ページから 5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	申請地は一部休耕もありますが、問題ないと考えます。よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。12 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
中藤局長	挙手全員ですので、12 番については許可とすることに決定しました。 次に、13 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 11 号 13 番朗読説明 － 13 番は、譲受人が譲渡人から空家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 4 筆 3，242 m²と畑 2 筆 1，772 m²、合計 5，014 m²です。譲受人の通作距離は、300 m 以内、耕作面積は 0 m²、営農計画書を提出していただいております。家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は 10 アール当り 40 万円です。 この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離については、取得する空き家から算出しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、6 月 8 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページから 7 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。

藤本委員 議 長	一部荒れているところはございますが、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１３番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、１４番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第１１号１４番朗読説明 －
	１４番は、譲受が譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑２筆１，１９５㎡です。譲受人の通作距離は、２００ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族４人中耕作人は２人、対価は１０アール当たり７千６百円です。
	この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離については、取得する空き家から算出しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	なお、この案件については、６月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 清水委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	農地は草を刈ってこれから耕作をするようですので、人口も増えるということで問題はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１４番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、１５番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第１１号１５番朗読説明 －
	１５番は、譲受人が譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田４筆３，４３７㎡です。譲受人の通作距離は、５０ｍ以内、耕作面積は１，７８０㎡、家族３人中耕作人は３人、対価は無償です。
	この案件につきましては、譲渡人が市外に転居する予定である中で、譲受人との話し合いで無償での移転をすることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	なお、この案件については、６月２日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、９ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長 瀬戸川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲渡人は5年前に移住されましたが、ここで転出されるということで、この農地については以前から譲受人が実質的には耕作していたという状況であり、問題はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。15番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、15番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、関連がありますので、16番及び17番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第11号16番及び17番朗読説明 － 16番は、譲受人が譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑6筆5, 095㎡です。対価は10アール当り50万円です。 17番は、同様の譲受人が譲渡人から、同様の理由により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑526㎡です。対価は10アール当り5万円です。 譲受人の通作距離は、50m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出いただいております。家族1人中耕作人は1人です。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、6月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 渡邊委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 一部荒れているところはありますが、耕作は可能であり問題はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。16番及び17番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、16番及び17番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、18番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第11号18番朗読説明 － 18番は、譲受人が譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田3筆2, 437㎡、畑2筆で909㎡合計5筆3, 346㎡です。譲受人の通作距離は、50m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り10万円です。 この案件につきましては、説明のとおりに空き家バンク利用によるものであり、通作距離については、取得する空き家から算出しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認めら

	れます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、6月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 西村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人が現地確認を行った時に既に草刈りなどの管理作業を行われており、問題はないと考えます。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。18番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、18番については許可とすることに決定しました。 農業委員会会議規則第18条の規定により、綱島委員の除斥を求めます。 綱島委員退席
議 長 中藤局長	次に、19番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第11号19番朗読説明 － 19番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆1,088㎡です。譲受人の通作距離は、30m以内、耕作面積は16,038㎡、家族4人中耕作人は4人、対価は無償です。 この案件につきましては、譲渡人が高齢で耕作できないため、譲受人との話し合いで無償での移転をすることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、6月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありました。この件につきましては、現地の状況は既に綱島委員が耕作されており、問題はないと考えます。 何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。19番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、19番については許可とすることに決定しました。 綱島委員の除斥を解きます。 綱島委員着席
議 長 中藤局長	次に、20番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第11号20番朗読説明 － 20番は、譲受人が譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1,185㎡、畑2筆66

	2㎡、合計3筆1,847㎡です。譲受人の通作距離は、6km以内、耕作面積は38,668㎡、家族2人中耕作人は1人、対価は無償です。 この案件につきましては、譲渡人が市外在住で耕作できないため、譲受人との話し合いで無償での移転をすることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、6月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、13ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
三村委員	対象農地につきましては、草刈りを行えば耕作可能であり、なんら問題はないと考えます。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。20番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
中藤局長	挙手全員ですので、20番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。3番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第12号3番朗読説明 － 3番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、宅地に転用するものです。申請農地は、田14㎡、畑1,95㎡、合計2筆で15,95㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の価格は無償です。施設の概要は宅地の拡張15,95㎡であり、資金についてはありません。 この件につきましては、国土調査の際に譲渡人の親の要望で農地の一部を譲渡人の親に譲っていましたが、譲渡人の代になって不用となったため、無償でその部分の所有権移転を譲り受け、宅地の一部とすることとなったものです。 なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件につきましては、6月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、14ページから15ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
渡邊委員	事務局の説明のとおりの状況であり、この度農地を返して本来の姿に戻るということで問題はないと考えます。
議 長	現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)

議 長 議 長 中藤局長	挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。 次に関連がありますので、4番及び5番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第12号4番及び5番朗読説明 － 4番が、転用者が譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天駐車場に転用するものです。申請農地は、田2筆で322㎡、畑74㎡、合計3筆で396㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の価格は10アール当り300万円です。 5番については、同様の転用者が譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天駐車場に転用するものです。申請農地は、畑78㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 転用地の価格は10アール当り300万円です。施設の概要は2件共通で、露天駐車場12区画であり、資金については、自己資金250万円です。備考欄に記載しておりますが、今回転用する農地面積の合計が474㎡に、既に雑種地となっている非農地面積が16㎡を加えて、事業全体面積は490㎡となっています。 なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件につきましては、6月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、16ページから17ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 渡邊委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地はまわりが事業地になっており、この農地が転用されても問題はないと考えます。 現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長 議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。4番及び5番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、4番及び5番については許可とすることに決定しました。 6番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長 議 長 山本委員	－ 議案第12号6番朗読説明 － 6番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天駐車場に転用するものです。申請農地は、畑1、138㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の価格は無償です。施設の概要は露天駐車場22区画であり、資金については自己資金120万円です。この件につきましては、農地転用許可前に施工されており、反省を促すために始末書を提出していただいております。 なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件につきましては、6月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、18ページから19ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 既に駐車場に転用されていますが、隣接農地に影響はなく、始末書も提出されておりますのでよろしくをお願いします。

議 長		現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長		なしとの声がありました。6番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長		挙手全員ですので、6番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第13号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番についてについて説明をお願いします。
中藤局長		それでは、3ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和8年7月9日、利用権の設定を受ける者は1名、利用権の設定をする者は1名、利用権の設定をする件数は1件、利用権設定面積は2,295㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
議 長		－ 議案書に基づいて、議案第13号1番の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 － それでは、1番について何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。1番について採決を採ります。1番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員ですので、1番については決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは以上をもちまして、令和8年度第3回高梁市農業委員会総会を閉会します。
		令和8年6月10日
		会 長 土 岐 康 夫
		5 番 渡 邊 佳 明
		6 番 小 野 貫 治